

門真市環境基本計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 門真市環境基本条例（平成25年門真市条例第28号）第8条の規定に基づき策定する環境基本計画（以下「計画」という。）の原案について検討するため、門真市環境基本計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の原案をもとに計画の素案に規定する事項、内容等の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の素案の検討のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員を持って構成する。

- 2 委員長は市民生活部を担当する副市長とし、副委員長は市民生活部長とする。
- 3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

総合政策部長、総務部長、まちづくり部長、上下水道局長、教育委員会事務局学校教育部長、教育委員会事務局生涯学習部長
--

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて、学識経験者その他の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 計画の原案の検討を効果的に行うため、委員会に門真市環境基本計画庁内ワーキンググループを置くことができる。

(報告)

第8条 委員会は、計画の素案を作成したときは、市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部環境政策課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。